

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
政 策 経 営 部
行 政 経 営 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市横島町吹前123-4
（南山城複写センター）

目 次

規 則

- 規則第38号 宇治市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域福祉課）…2

告 示

- 告示第67号 市道路線の認定……………（建設総務課）…2
○告示第68号 市道路線の区域の決定……………（建設総務課）…2
○告示第69号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2
○告示第70号 「地縁による団体」の告示事項の変更
……………（文化自治振興課）…3
○告示第71号 「地縁による団体」の告示事項の変更
……………（文化自治振興課）…3
○告示第72号 指定地域密着型サービス事業者の指定
……………（介護保険課）…3

公 告

- 公告第13号 農用地利用集積計画の縦覧……………（農林茶業課）…3
○公告第20号 建築協定への加入……………（建築指導課）…4

公 営 企 業

- 公告第7号 宇治市排水設備指定工事業者の指定……………4

規 則

宇治市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年3月30日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第38号

宇治市総合福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則
宇治市総合福祉会館条例施行規則（昭和58年宇治市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「使用許可」に改め、同条第1項中「、会館使用の」を「、会館を使用する」に、「提示することをもって、使用許可申請の手続」を「提示しなければならない。この場合において、当該使用の許可の申請は、当該提示をした時にあつたもの」に改め、同条第2項中「前項の申請手続」を「同項に規定する手続」に、「使用許可申請を」を「使用の許可の申請を」に、「。以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければ」を「」により市長に申請しなければ」に改め、同条第3項本文中「使用許可申請書の提出」を「規定による申請」に、「日の」を「日の4月前の日の属する月の初日（初日が休館日に当たるときは、その翌日以後の最初の開館日）から」に改める。

第6条第2項中「前項の」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「ついて、使用を許可した」を「よる申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認める」に、「交付する」を「当該申請をした者に交付する」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

第6条 第4条の規定により利用証の交付を受けた使用資格者に係る会館の使用の許可は、当該利用証が受付に提示された時にあつたものとみなす。

第7条第1項中「前条第1項の規定に基づき、会館の使用の許可」を「使用許可書の交付」に、「。以下「変更許可申請書」という。）を」を「」により「に」、「提出しなければ」を「申請しなければ」に改め、同条第2項中「変更許可申請書について」を「規定による許可された事項の」に改め、同条第3項中「前条第1項及び前項の規定に基づき」を「条例第5条第1項の規定により」に改める。

第8条の見出しを「（補則）」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第8条 条例第12条第1項の規定により同項に規定する指定管理者に会館の管理を行わせる場合における第4条から前条まで（第5条第3項ただし書を除く。）及び別記様式の規定の適用は、第4条から前条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別記様式中「宇治市長」とあるのは「宇治市総合福祉会館指定管理者」と、別記様式第2号中「会館の職員」とあるのは「指定管理者」とする。

別記様式第4号及び別記様式第6号中「宇治市指令 第号」を削り、「殿」を「様」に、「付」を「付け」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の宇治市総合福祉会館条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により提出され、又は交付されているこの規則の施行の日以後における会館の使用に係る様式書類は、改正後の宇治市総合福祉会館条例施行規則の規定により申請され、又

は交付されたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第67号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道路線を次のように認定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年5月18日から14日間

平成30年5月18日

宇治市長 山本 正

路 線 名	起 点 終 点	重要な経過地
神明106号線	神明石塚39番地の74 神明石塚43番地	
槇島町218号線	槇島町大川原42番地の6 槇島町大川原43番地の11	
槇島町219号線	槇島町大川原43番地の10 槇島町大川原43番地の8	

宇治市告示第68号

市道路線の区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年5月18日から14日間

平成30年5月18日

宇治市長 山本 正

路 線 名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
神明106号線	神明石塚39番地の74 神明石塚43番地	6.0 ～12.2	49.7	
槇島町218号線	槇島町大川原42番地の6 槇島町大川原43番地の11	6.0 ～6.6	36.2	
槇島町219号線	槇島町大川原43番地の10 槇島町大川原43番地の8	6.0 ～12.0	25.1	

宇治市告示第69号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成30年5月18日から14日間
平成30年5月18日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
神明106号線	神明石塚39番地の74 神明石塚43番地	平成30年5月18日
横島町218号線	横島町大川原42番地の6 横島町大川原43番地の11	平成30年5月18日
横島町219号線	横島町大川原43番地の10 横島町大川原43番地の8	平成30年5月18日

宇治市告示第70号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、やまぶきの丘町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

平成30年5月18日

宇治市長 山本 正

変更のあった事項及びその内容

宇治市告示第72号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

平成30年5月18日

宇治市長 山本 正

介護保険 事業所番号	事業所の名称 事業所の所在地	申請者の名称 申請者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
26912 00212	オレンジデイサービスセンターヴィラ鳳凰 京都府宇治市宇治里尻36番地の35	社会福祉法人 悠仁福祉会 京都府宇治市宇治里尻36番地の35	平成30年 4月1日	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護
26912 00212	グループホームヴィラ鳳凰 京都府宇治市宇治里尻36番地の35	社会福祉法人 悠仁福祉会 京都府宇治市宇治里尻36番地の35	平成30年 4月1日	認知症対応型共同生活介護



宇治市公告第13号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

平成30年5月7日

宇治市長 山本 正

- 縦覧に供する農用地利用集積計画
平成30年度第2号

変更のあった 事項	新	旧
主たる事務所		
代表者の氏名		
代表者の住所		

変更年月日

平成30年4月8日

宇治市告示第71号

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、志津川区より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

平成30年5月18日

宇治市長 山本 正

変更のあった事項及びその内容

変更のあった 事項	新	旧
主たる事務所		
代表者の氏名		
代表者の住所		

変更年月日

平成30年4月1日

平成30年度第3号

平成30年度第4号

平成30年度第5号

平成30年度第6号

- 関係書類の縦覧期間

平成30年5月7日以後、常時備え置くこととします。

- 関係書類の縦覧場所

宇治市宇治琵琶33番地

宇治市 市民環境部 農林茶業課

(揭示済)

宇治市公告第20号

建築協定への加入について

宇治市建築協定条例施行規則（平成5年宇治市規則第12号）第5条の規定による建築協定区域隣接地の建築協定加入届の提出がありましたので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第4項において準用する同法第73条第2項の規定により、その旨を公告するとともに同条第3項の規定により、一般の縦覧に供します。

平成30年5月18日

宇治市長 山本 正

建築協定の名称

宇治折居台地区建築協定

建築協定に加入する地名

宇治市折居台四丁目1番地の232



宇治市上下水道事業公告第7号

宇治市排水設備指定工事業者の指定について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第5条の規定により、宇治市排水設備指定工事業者を次のとおり指定したので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

平成30年5月18日

宇治市長 山本 正

指定番号 第361号 ㈱カワノ管工業